

会 議 録 (要点記録)

会 議 名	第 3 6 期小金井市公民館運営審議会第 1 7 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和 5 年 6 月 1 4 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分		
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎 8 0 1 会議室		
出 席 委 員	渡邊委員長 嵯峨山副委員長 大久保委員 川原委員 坂内委員 橋本委員 本川委員 吉田委員		
欠 席 委 員	浅野委員		
事 務 局 員	鈴木公民館長 渡邊庶務係長 落合事業係長 松本貫井南分館長 山崎緑分館長		
貫井北・東分館 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 村山貫井北分館長、鈴木東分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	1 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 第 1 5 回公運審会議録の承認について</p> <p>3 報告事項 公民館事業の報告について</p> <p>4 審議事項 公民館事業の計画について</p> <p>5 協議事項 公民館施設の有料化について</p> <p>6 その他 (1) 緑センター事業運営委託に係る説明会について (2) 次回開催日程について</p> <p>7 閉会</p> <p>配付資料 事前配付資料 資料 2 公民館事業の報告 資料 3 公民館事業の計画 資料 4 公民館施設使用料の経過 資料 5 公民館使用料の試算 資料 6 公民館維持管理に要する経費の調べ 資料 7 公民館登録団体及び社会教育関係団体の公民館利用状況調べ</p>		

	資料8 公民館施設使用料の分布調べ 当日配付資料
--	-----------------------------

会 議 結 果

次第1 開会

次第2 第15回公民館運営審議会の会議録の承認について

【渡邊委員長】

- ・ 第15回公民館運営審議会会議録について承認ということによろしいか。

(異議なし)

次第3 報告事項

【落合事業係長】

- ・ 3館から7事業について、報告させていただく。詳細は資料2をご覧ください。

【渡邊委員長】

- ・ 質問があればお願いします。

【嵯峨山副委員長】

- ・ 貫井北分館のパパカアップ！アウトドア男子会 in 高尾山は、結果として受講者が2人となってしまったが、目的にある、子育て世代の父親をターゲットにしており、父親同士の交流や新規ユーザーの拡大など、継続的に取り組んでいただきたい。

【川原委員】

- ・ 子育て世代の父親をターゲットにするのであれば、実施日を土曜日にするなど参加しやすくなるような工夫があるとよい。
- ・ コロナの影響も少なくなっており、貫井南分館の楽しくトレッキングなどの野外活動講座は人気もあるので、継続的に実施して欲しい。

【大久保委員】

- ・ センターまつりは、再開、継続をお願いします。
- ・ 講座の参加者が少ないというのは、やはり、周知の方法がポイントだと思う。例えば、子育て世代向けの事業をPTAに紹介するために、PRビデオやスライドを用意して、小中学校の年度初めの保護者会の時間をお借りして視聴いただくなど、公民館での取組みを積極的に周知して欲しい。

【渡邊委員長】

- ・ 学校への周知等を行っているか。

【落合事業係長】

- ・ 学校にチラシ配布を依頼する場合もある。より効率的な周知方法等については検討したい。

【鈴木公民館長】

- ・ 先日、PTAの総会に出席させていただいた。そのような場面で、公民館の活動の情報提供ができればと思う。また、月刊こうみんかんについては、昨年度から各校に配架している。

【渡邊委員長】

- ・ 公民館でも様々な取組みをしているようだが、引続き、研究するようお願いする。

次第4 審議事項 公民館事業の計画について

【落合事業係長】

- ・ 公民館事業の計画については、4館から10事業の計画を予定している。詳細は資料3をご覧ください。

【渡邊委員長】

- ・ 質問があればお願いします。

【嵯峨山副委員長】

- ・ 東センターまつりのプレイベントコンサートは2日間開催するといということか。
- ・ 緑分館の子ども体験講座の勾玉作りは簡単にできるものか。

【鈴木東分館長】

- ・ プレイベントコンサートは、混雑緩和や、事前周知等も兼ねて1週間前に1日だけ開催する。

【山崎緑分館長】

- ・ 勾玉作りは1時間程度で作れるものである。

【川原委員】

- ・ 緑分館の子ども体験講座は、生涯学習課や図書館と連携するなど、よい取組みである。貫井北分館も学芸大学などとも連携しており、子どもが参加する機会が増えてよいと思う。地域や学校を生かして、様々な講座を開催して欲しい。

【大久保委員】

- ・ 貫井北分館の「芸術のつどい」は、ICTサポーターズの活動の周知の機会にもなると思う。平日の夜間開催なので集客に工夫して、多くの人に参加してもらいたい。

【渡邊委員長】

- ・ 公民館事業の計画については承認ということでよろしいか。

(異議なし)

次第5 協議事項 公民館施設の有料化について

【渡辺庶務係長】

- 公民館施設の有料化については、この間、説明してきたとおり、第33期と第35期において議論したが、減免の範囲等について、異なった結論となっている。今期の第36期の在職期間内に有料化の結論を出すことは難しいと考えている。しかしながら、これまで一定の協議を行ってきており、この間の検討状況等を踏まえ、第37期の公運審における方向性等について協議いただきたいと考えている。
- 資料4は公民館における使用料の経過をまとめたものである。公民館は、有料施設としてスタートしており、市政等社会情勢に変遷を経て、昭和46年から無料となった。その後、市の行財改革においては、公民館の有料化が位置付けられ、第33期と第35期の公運審において一定の協議を行ったものの、使用料が導入されないまま、現在に至っている。
- 資料5は、第35期の検討結果を踏まえ、年間の使用料を試算したものである。第35期では、所謂、登録団体以外を有料化するものであり、年間1万円から3万円程度の歳入となる。しかしながら、実際は自治会やマンション管理組合の利用であり、登録申込さえすれば、これらの団体も無料となるため、実際は、もっと少なくなるものと想定される。
- 資料6は、公民館維持管理に要する経費の調べで、公民館の年間の維持管理費を取りまとめたものである。本館以外は複合施設のため面積で按分し、また、全体の利用回数のうち一般利用に係る回数を按分し、公民館における一般利用に係る経費を試算したところ、年間、3千万円程度の経費が掛かっている。
- 資料7は、公民館における、登録団体の利用件数と実際の利用団体数、このうち社会教育関係団体が占める割合を調査したものである。第33期において社会教育関係団体を免除とする方向性が示されており、実際にどの程度が免除対象になるかを調査することを目的として整理した。令和元年度では、全19,180回の利用のうち、社会教育関係団体の利用は486回となっており、全体の約2.5%である。同様に全1,364団体の利用のうち、社会教育関係団体の利用は39団体となっており、全体の約2.8となっていることがわかる。
- 資料8は、公民館を設置している都内自治体及び近隣3県で使用料を導入している自治体の状況を調査したものである。都内の公民館設置団体では、小金井市のほか、国立市、稲城市、西東京市の4市が無料となっている。有料は13市でこのうち100万円以上の歳入は、町田市、東村山市、狛江市、武蔵村山市、多摩市、あきる野市の6市となっている。他県では、規模の違いもあるが、川越市、所沢市、深谷市、市原市、浦安市、秦野市では千万円単位での歳入となっている。
- 以上が、第36期公運審に提出した資料の説明である。

【鈴木公民館長】

- 第33期、第35期の公運審及び市の行財政改革等を踏まえると、使用料の導入に向けて具体的な方法等を協議していく必要があるものと考えている。公民館の設立当初は有料であったが、当時の社会情勢、政治的背景等から無料になったものの、現在は、少子高齢化、生産年齢人口の縮小等により市の歳入も減少することは容易に想像できる状況である。また、公民館各館は老朽化しており、日々の修繕や今後の改修等を見据えた運営をしていく必要がある。資料6のとおり、公民館を運営していくためには年間3千万円の経費が掛かっており、事務局としては、今後の公民館活動を運営

していくためには、一定の負担をしていただく必要があるものと考えている。第37期において、どのような形で検討を進めていくのか、その方向性について協議をしていただきたい。

【渡邊委員長】

- ・ 過去の公運審において、議論してきたものの、使用料の導入には至っていない。その時々において、様々な議論をしてきたものと思う。ポストコロナや昨今の社会情勢等を考慮しながら、第37期公運審において議論していただくことがよろしいかと思う。他の委員の考えはいかがか。

【橋本委員】

- ・ 第37期において、議論したほうがよい。

【坂内委員】

- ・ 最終的な結論には至っていないと思われる。橋本委員と同意見である。

【大久保委員】

- ・ 本日、提出された資料を第37期にも提示して、スタートしてはどうか。
- ・ 公共施設の維持管理経費が掛かっている、税金で全額賄っているのが現状であると思う。税金は当然、公民館だけではなく、道路や福祉など様々な用途に使われている。今後、歳入が縮小していくことやどのような用途に税金を投入していくのかということは、市全体で周知する必要がある。公民館は社会教育施設だから無料、運動施設は有料など、個別の施設で議論を進めてしまうと結論が其々の方向に行ってしまうので、使用料の算出は市の基準に基づくことが必要と考える。公民館の貸館機能については、活動団体から市の基準に基づく使用料を収めていただくことが適切と考える。

【渡辺庶務係長】

- ・ 使用料の積算基準は、市の行政経営担当で整理している。今回の試算も、この基準に則ったものである。
- ・ 社会教育施設イコール無料ではなく、他市の状況なども参考にしながら進めたい。議論になってくるのは、免除と減額の範囲だと考える。他市もかなり細かく規定しており、本市の状況等を踏まえ進めていく必要があるものとする。

【坂内委員】

- ・ 所謂、会館と呼ばれる施設は使用料を徴収しているか。徴収しているのであれば、同じ貸館機能でも片方は無料、片方は有料だと矛盾が生じる。集会施設の状況についても同様に整理できないか。

【鈴木公民館長】

- ・ 貸館も大きく2種類あり、人が常駐している施設と近所に住む管理人が管理している施設がある。使用料を徴収しているのは人が常駐している、上野原会館や西ノ台会館になると思う。利用状況等については、できる範囲で資料を作成して提出したい。

【川原委員】

- ・ 子供会などで、色々な施設を利用しているが、借りるときは、公民館や集会施設などの施設区分は意識せず、家から近くて便利とか、そういった目線で場所を決めている。
- ・ 資料にあるとおり、年間3千万円近い経費が掛かっているのであれば、一定の負担を求めるべきだと思うが、公民館団体の中には、塾のような、習い事のような使い方をしている団体もあり、一律にするのではなく、細かく規定を設けたほうがよいのではないか。
- ・ 使用料を徴収することで、施設が整備されて、より使いやすくなっていくのであれば、新規ユーザーの拡大にもつながり、よい循環が生まれるのではないかと思う。

【大久保委員】

- ・ 利用団体の活動目的と構成員を踏まえ、利用団体全体を把握したうえで減免基準が整理できればよい。公民館は社会教育活動の場であり、集う場でもあるので、その辺りを念頭に置いて進めていただきたい。

【渡邊委員長】

- ・ これまで、有料化の議論を行ってきたものの、歳入の試算や徴収方法の検討を行わないまま現在に至っている。第35期では、3万円程度の歳入見込みとなっており、徴収する人件費や事務費が高く掛かるようなこともあり得るものとする。徴収方法も含めて議論する必要があるのではないか。

【渡辺庶務係長】

- ・ 資料8の中で、各市の徴収方法も調査している。券売機や今後やキャッシュレス決済なども考えられる。第37期で協議していただく中で、費用対効果なども踏まえて検討したいと考えている。

【渡邊委員長】

- ・ 商店街などでもキャッシュレス決済の導入が進んでいる。最小の経費で手間の掛からない方法を検討していただきたい。

【吉田委員】

- ・ 資料6の公民館維持管理に要する経費の令和4年度の状況はどうか。
- ・ 資料8について、各市の人口当たりの設置数を調べてはどうか。一覧表の中に、小金井市を加えていただきたい。

【渡辺庶務係長】

- ・ 資料6について、令和4年度の決算額は持ち合わせていないが、大規模な工事等も実施していないため、4千5百万円程度ではないかと思う。

- ・ 資料8について、小金井市は無料の自治体なので、人口以外の項目は空欄になる。公民館の設置数については、施設の規模、部屋の数等が違うので、分析できるような比較は難しいのではないかと思います。

【坂内委員】

- ・ 施設の数ではなく、大ホールなどの諸室の有無によって歳入額に影響があるのではないか。大きいホールの場合、1回借りると10万円単位の使用料が掛かると思うので、その状況を追記することはできるか。

【嵯峨山副委員長】

- ・ 町田市は大きいビルの中に公民館があり、大きなホールもある。ホールの使用料が大きいと思う。

【鈴木公民館長】

- ・ 昭島市も大きいホールと公民館の複合施設になっている。ホールの活用についても、社会教育活動としての利用なのか、営利活動としての利用なのか切り分けて考える必要がある。集会施設も営利活動は使用料を別に設定していたと記憶している。各市の状況をそこまで詳細に把握することは難しいと思う。

【渡辺庶務係長】

- ・ 資料8の意図としては、歳入額であったり、減免の範囲であったり、徴収方法であったり、他市の状況を知っていただくことを目的に調査したものである。公民館設置数やホールの有無等については、改めて、できる範囲で調査する。ホールの有無で歳入額に影響があるのかもしれないが、小金井市においては、資料5のとおり、築年数や人件費などの維持管理経費と㎡数等に基づき使用料を決めることになる。

【嵯峨山副委員長】

- ・ 我々の団体は社会教育関係団体であり、構成員が135名となっており、会議の開催場所を探すのに苦労している。公民館の予約は3か月前からということもあり、今は宮地楽器ホールを利用している。大きい団体になると公民館は利用しづらい。

【渡辺庶務係長】

- ・ 各団体の実情や用途等に応じて施設を使い分けて対応いただくしかない。

【川原委員】

- ・ 自分が使うときも、日程や空き状況、広さなどを考慮して、端から探しているような状況である。資料8に関しては、使用料を徴収している公民館も数多くあることがわかるので、比較しながら検討すればよいと思う。また、市の集会施設や宮地楽器ホールでも使用料を徴収しているので、市全体の状況を見渡して検討してはどうか。

【嵯峨山副委員長】

- ・ 使用料の検討は部屋だけか。備品などはどうか。

【渡辺庶務係長】

- ・ 部屋の使用料ということで考えている。

【大久保委員】

- ・ 第37期で資料を配布するのであれば、資料の目的とか、いただいた意見などを添えた形で申し送り事項ということで、引き継いだらどうか。

【本川委員】

- ・ 使用料導入は大変な作業になると思うが、これまで、後倒しにしてきた経緯があり、今回もまた、同様のことになってしまう懸念がある。減免の対象範囲などについても、生涯学習課などとも擦り合わせが必要になってくる。第37期では導入時期などのスケジュールも明確にして審議を進めていく必要があると考える。

【渡辺庶務係長】

- ・ 期限を設けて進めるというのは、そのとおりであるが、現段階で導入スケジュールまで明確にするのは、難しいものと認識している。第37期において、改めて諮問するというのであれば、答申に向けて作業スケジュール等を調整しながら進めることになる。危機感を持って取り組みたい
- ・ 社会教育関係団体で減免の線引きをするのであれば、生涯学習課との情報共有は欠かせない。まずは減免対象をどうするか議論が必要になる。

【渡邊委員長】

- ・ 第33期と第35期の検討結果において、結論が変わってきていることが問題である。仮に第37期で結論を出したとしても、また、ひっくり返る可能性がある。答申と重さは、どの程度と認識しているのか。

【鈴木公民館長】

- ・ この間の検討の経緯の中で、有料化することは一致している。減免の線引きをどこに持っていくのか、徴収方法や掛かる人件費、この部分が未整理となってしまう。第10回公運審において、本日の資料5を提示したわけですが、公民館利用団体が利用していない時間帯のみ使用料を徴収した場合、数万円程度の歳入しかないことが判明した。事務局としては、減免の対象範囲をしっかりと議論していただきながら、諮問、答申を経て諸手続きを進めたいと考えている。有料化自体がひっくり返るといふことにはならない。

【渡邊委員長】

- ・ これまでの経過なども踏まえて1枚程度にまとめてもらえると議論に入りやすいと思う。

【本川委員】

- ・ 減免対象の範囲の検討や大まかな期限を設定することなどを第36期の申し送り事項として、第37期に引き継いでいけるとよいのではないか。

【大久保委員】

- ・ 資料8で、他市の状況を調べて、色々な対象範囲の選択があると思うが、いくつかのプランを考えて提示してもらえるとイメージを検討しやすいのではないか。

【本川委員】

- ・ 他市の徴収方法などを見学するのであれば、公運審の委員も同行してはどうか。

【坂内委員】

- ・ 使用料ではなく、登録料を取っているような自治体はないか。
- ・ 登録団体が1,700団体であれば、登録料1,000円とすると170万円になる。3,000円とすると500万円になる。選択肢として考えられないか。

【渡辺庶務係長】

- ・ そのような自治体は確認できていない。

【川原委員】

- ・ 部屋ごとの使用料の試算はあるのか。

【渡辺庶務係長】

- ・ 使用料の試算は行っているが、部屋ごとの使用料の明示は差し控えたい。

次第6 その他 緑分館の委託に係る説明会について

(1) 緑センター事業運営委託に係る説明会について

【鈴木公民館長】

- ・ 5月28日に2回、6月1日と6月6日に各1回の計4回にわたって、説明会を開催し、74名の方にご参加いただいた。緑センター事業運営委託については、令和5年6月の第2回定例会において、所管の委員会に報告するほか、当該委託経費等の予算を提出している。議会で予算が可決されれば、6月末から公募型プロポーザルを実施する予定である。

次第6 その他 緑分館の委託に係る説明会について

(2) 次回開催日程について

【渡辺庶務係長】

- ・ 次回は7月12日、午前10時から、801会議室で開催する。

次第7 閉会

【渡邊委員長】

- ・ 以上で第17回審議会を終了する。

— 了 —

第36期小金井市公民館運営審議会第17回審議会

とき：令和5年6月14日（水）午前10時

場所：小金井市役所第二庁舎801会議室

次 第

- 1 開会
- 2 第15回公運審会議録の承認について
- 3 報告事項
公民館事業の報告について（資料2）
- 4 審議事項
公民館事業の計画について（資料3）
- 5 協議事項
公民館施設の有料化について
- 6 その他
 - (1) 緑センター事業運営委託に係る説明会について
 - (2) 次回開催日程について
- 6 閉会

公民館事業の報告

公民館名	事業名		頁
貫井南分館	成人教育事業	成人学校 「楽しくトレッキング ー都民の森・新緑編ー」	1
	文化活動事業	利用団体のつどい 「第39回貫井南センターまつり」	2
緑分館	少年教育事業	子ども体験講座 「おみせやさんごっこー親子で楽しくお金の勉強ー」	4
貫井北分館	成人教育事業	市民講座 地域福祉のための講座 「座談会ー認知症の介護がはじまったとき」	5
		成人学校 子ども・子育て支援 「パパカアップ！アウトドア男子会in高尾山ーピクニック&ハイキング編ー」	6
	文化活動事業	利用団体のつどい 「第9回貫井北センターまつり」	7
	NPO法人 独自事業	公民館・図書館連携教育事業	第3回「死生観」を語り合ってみませんか？

貫井南分館

成人学校 「楽しくトレッキング ～都民の森・新緑編～」

目的 本格的な登山ではなく、初歩的なトレッキングを学びながら、同じ趣味の仲間づくりを目的とする。

日時 令和5年5月19日（金）午後2時から午後4時（事前学習）
令和5年5月23日（火）午前8時から午後5時（トレッキング）

内容 都民の森が提示している6つの散策コースの中から、三頭沢と野鳥の森コースを選択。森林館を出て途中、滝見橋から三頭大滝を見学し、その後回廊の路を通り、鞆口峠を経て森林館へ戻る。

講師 越前屋 博さん（北多摩山の会）

場所 公民館貫井南分館 学習室A（事前学習）
都民の森（トレッキング）

募集方法 市報5月1日号、月刊こうみんかん5月、
ホームページ、チラシ、ポスター、ツイッター

対象 市内在住、在勤、在学の18歳以上で2時間以上歩ける方。
2日間参加出来る方。

応募・受講者人数等 募集 10人（多数抽選） 応募 18人
受講 11人（男性3人、女性8人）

担当企画実行委員 齊藤 美恵子

担当職員 伊藤 修、松本 浩明

担当職員感想 今年度も応募は定数の2倍近くになった。安定した人気の講座になりつつある印象だ。当日の天候は降雨で、現地も止み間がないため予定変更を余儀なくされたが、森林館で受講者による臨時講義があり、他の受講者も喜んでいたので、雨でも開催した甲斐があった。

参加者感想 ○天候が悪かったのが残念でした。次回も参加したいです。
○雨でしたが、学習も出来てすごくたのしく過ごせました。又、参加したいと思います。



貫井南分館

利用団体のつどい

第39回貫井南センターまつり

目的 貫井南センターは、昭和48年5月「公民館貫井南分館」「貫井南児童館」「高齢者いきの部屋」の複合施設として開館した。この間、利用団体やサークルの皆さんの自主的な学習に支えられ集会やサークルを貫井地区の拠点として発展してきた。今年も、日常活動の発表を中心にサークル、団体間の交流・親睦、地域交流を目的として、貫井南分館利用、活動団体の充実に向けて開催する。今年、貫井南センター開設50周年であり、実施内容にも変化を付けた。

日程・内容 令和5年5月7日（日）プレイベント木管五重奏「お昼のひとときコンサート」
第1部：午後1時～1時30分 第2部：午後2時30分～3時15分
〃 5月13日（土）・14日（日）まつり本体（別紙のとおり）

ところ 貫井南センター（公民館貫井南分館）

広報 市報4月15日号、月刊こうみんかん4月号、市ホームページ、ツイッター、ポスター、チラシ

人数 延べ来場数 約500人
公民館イベント「お昼のひとときコンサート」
延べ34人



担当企画実行委員

阿部 光子、今村 誠、大野 芳輝、金ヶ江 博紀、齊藤 美恵子、高橋 陽子

担当職員 松本 浩明、伊藤 修、永嶋 汐美

担当職員の感想 今回は貫井南センター開設50周年ということもあり、これまでの内容に変化を付けたことでの反響があった。令和2年度に計画していた南中学校吹奏楽演奏の実現に至り、雨天にもかかわらず多くの方が観覧された。また、ステージ発表のアコースティック弾き語り演奏では、演奏を聞くのみとせず、参加型に切り替え、歌詞カードを事前に作成し、観覧者にも歌ってもらうこととしたことは好評であった。全体的には雨天にも関わらず多くの方に来館していただけたことは大変嬉しかった。

貫井南センター開設50周年プレイベント「お昼のひとときコンサート」の参加者の感想

- とても良かったです。生の楽器の音はどんなオーディオより素晴らしい。
- 楽しい生演奏が聞けて良かったです。楽器のことが良く分かりました。良かったです。
- 楽しいひととき、素晴らしい音楽を聞かせてもらって、とても楽しく過ごせました。
- 楽器の仕組みの説明があり、個々の音も聞けて良かったです。身近に聞いたことのある選曲で楽しめました。

第39回貫井南センターまつりプログラム

日 時		内 容	階	場 所
5/7(日)	第1部 13:00~13:30	貫井南センター開設50周年記念プレイベント 木管五重奏「お昼のひとつときコンサート」 演奏：こもれびクインテット		
	第2部 14:30~15:15			
5/13 (土)	10:00~10:30	オープニング： 東京学芸大学クラシックギタークラブ演奏	2階	学習室A・B
	11:30~11:50	吹奏楽演奏：南中学校吹奏楽部		
	13:00~15:30	フォーク喫茶「JULAN」 アコースティックライブ The julan's &観覧者による飛び入りの歌と演奏		
	10:00~16:00	作品展示 (書道、絵画、写真)		
	10:00~ なくなり次第終了	模擬店 (パン・クッキー・赤飯など)	1階 2階	ロビー
5/14 (日)	10:00~15:00	ステージ部門発表会 (コーラス、オカリナ、民謡、ハーモニカ、舞踊、詩吟、カラオケ)	2階	13日と同じ
		作品展示 (書道、絵画、写真)		
	10:00~ なくなり次第終了	模擬店 (パン・クッキー・赤飯など)	1階 2階	

緑 分 館

子ども体験講座

おみせやさんごっこ —親子で楽しくお金の勉強—

目 的 子ども同士のお店屋さんごっこを通して、お金の動き、役割、価値を学んでもらう。子どもたちの作業中に、保護者にもお金について講義を聴いて頂くことで、親子でお金について考えてもらう。

日 程 令和5年5月21日（日） 午後2時から4時まで

内 容 お金の使い方を、実際にお店屋さんごっこをして学ぶ

講 師 講師 村田 康介さん（ファイナンシャルプランナー）
補助指導員 井戸川 幸弘さん（キッズマネースクール）

場 所 公民館緑分館 学習室A・B

募集方法 市報4月15日号、月刊こうみんかん4月号、ポスター、チラシ、市HP、
公民館ツイッター
申込多数のときは抽選
往復はがき、またはメール

対 象 市内在住・在勤・在学の小学生とその保護者

人 数 募集 15組
応募 13組（子ども15人）
受講 7組（男性3人、女性4人）

担当企画実行委員 赤尾 八朗、大蔵 芳夫

担当職員 田中 響

参加者感想 ○たのしくべんきょうができました。
○お金の使い方やどうしたらもらえるのかがわかりました。
○たのしかったです、またきたいです。
○お金のことがとてもわかってとてもよかった。あとおかねは、ありがとうございますでできていることをきょうした。

貫井北分館

市民講座	地域福祉のための講座 座談会～認知症の介護がはじまったとき
-------------	--

目 的 認知症の方やその家族が気軽に相談でき、安心して過ごせる場を作ること。地域の住民がだれでも参加でき、あたたかい交流が生まれる場を作ること。介護者サポーターがやりがいを感じ、カフェを通じ成長することを目標とする。

日 程 4月15日から3月17日までの毎月第3木曜日
(全12回) 午前10時から正午まで

内 容 認知症の介護に関することをみんなで共有し、アウトドア認知症カフェへの参加、地域の見守りにつなげる。

講 師 松尾 隆義さん (臨床心理士)

募集方法 市報 (3カ月に一度、1日号)、チラシ、市HP、貫井北センターHP、貫井北分館ツイッター 申込順 電話または直接

人 数 下表のとおり

日程	受講	サポーター	日程	受講	サポーター	日程	受講	サポーター
4/15	2	3	5/20	4	1	6/17	3	2
7/15		1	8/19	1	1	9/16		2
10/21	1	2	11/18	1	2	12/16	1	3
1/20	3	-	2/17	1	1	3/17	2	1

延べ参加者 19人 (男性7人・女性12人)

延べサポーター 19人

担当企画実行委員 閑野 寿幸

担当職員 野津 幸代

担当職員感想 介護者支援をしている NPO 法人 UPTREE さんや、介護者サポーターにご協力いただき開催しました。参加者は少なかった分、いろいろな話ことができました。こういう場があるということをもっと周知していきたいです。

- 参加者感想**
- 経験談やアドバイスなどを聞いて、帰ると頑張ろうという気持ちになりました。
 - 色々なお話が聞けて、とても良かったです。
 - 認知症の介護は一人ひとり違って、正解はありません。

貫井北分館

成人学校

子ども・子育て支援 パパカアッ!アウトドア男子会 in 高尾山～ピクニック&ハイキング編～

目 的 子育て世代の父親が家族と訪れやすい高尾山で、お子さんと観察しやすい身近な動植物及び山での楽しみ方について、インタープリターから基礎知識を学ぶ。家族で高尾山に訪れた際、ご自身で自然の魅力や楽しさを伝えていただく。父親同士の交流と公民館利用者の新規拡大も図る。

日 程 4月23日（日）午前9時15分～午後1時15分

講 師 宮田 浩さん（自然ガイド、元東京都御岳ビジターセンター レンジャー）

場 所 明治の森高尾国定公園・東京都立高尾陣場自然公園「高尾山」
（いろはの森コース）

参加費 無料（交通費は実費負担）

募集方法 市報3月15日号、月刊こうみんかん3月号、チラシ、ポスター、市HP、貫井北センターHP、貫井北分館ツイッター
往復はがき、メール（申込多数のときは抽選）

対 象 市内在住、在勤の小学生までの子育て中の男性

人 数 募集 10人、応募 3人、受講 2人

担当企画実行委員 土屋 文雄、森 千尋

担当職員 村山 孝一



担当職員感想 前年度12月に開催した講座の第2回目となるテーマであったが、応募人数が非常に少ない結果となる。開催時期をGW直前に設定して、ご家族でのハイキングの事前学習を意図していた。

締切日の延長、近隣施設への周知など試みたが、応募に変化がないだけでなく、当日の無断キャンセルまであり課題の多い講座となった。

参加者感想

- 市報を読んで初めて公民館の主催講座に応募した。参加人数が少なかった分、講師からゆっくりと丁寧な解説が聞いて良かった。
- 小金井市に引っ越して間もない。このような講座に参加して、講師からの解説を聞くだけでなく、参加者や職員と話が出来て良かった。
- 山岳部に入部していたが、ピクニックとしての楽しみ方など、初めて知ることも多かった。子どもが喜びそうな簡単な料理方法を教えていただいたので、早速試してみたい。

貫井北分館

利用団体のつどい

第9回貫井北センターまつり

目的 公民館貫井北分館の利用団体が年に一度、一堂に会して、日頃の活動成果を発表し、お互いの交流と親睦を深めるため、感染症予防対策をとり、実行委員会の主催により第8回貫井北センターまつりを実施する。

日程・内容・場所・参加団体 別紙のとおり

広報 市報3月1日号、月刊こうみんかん3月号、広報掲示板、チラシ、ポスター、市HP、貫井北センターHP、貫井北分館ツイッター

来場者数 約500人

参加団体 15団体（発表部門 11団体、展示部門 4団体）

担当企画実行委員 尾上 エミ子、塚田 昭子、土屋 文雄、原 幸恵、本多 隆志、森 千尋

担当職員 村山 孝一、伊藤 智代子、野津 幸代

担当職員感想 準備、後片付け、受付など、実行委員長を中心に参加団体が進めることができ、参加団体間の交流が深まりました。また今年度は、若者による自主講座「法政大学小金井将棋部による将棋体験教室」を25日午後に同時開催しました。

来館者感想

- 吹奏楽がすばらしかった！子供たちの集中している姿に感動いたします。
- バルーンアートを4歳の娘と行きました。とても喜んでいてまた次回参加したいと思いました。
- クロスステッチと漢字と草笛の会等、活動、作品の展示が素晴らしく楽しくみさせてもらいました。クロスステッチは是非自主グループを作り、活動を定着させてほしい。そろそろコロナも下火になってまた来年はもっと多くの団体の参加を期待したい。
- 今年二度目に拝見しましたが、去年よりも発表や展示などに参加されたサークルの皆様の目がとても輝いていて素晴らしかったです。
- あいにくの雨でしたが、ゆっくりと楽しく遊ばせていただきました。色々展示等に努力、工夫されていることが感じられました。
- 一中吹奏楽部によるオープニングを途中から聞き、一回退出してから2時の将棋体験教室を体験。スペース楽販売のお菓子を購入、手芸クラブ展示を見学。子供を中心に雨天にも関わらず多くの参加者がいたのは良かったと思う。
- 展示も素敵でした。音楽など、練習を積まれているのがわかり感動します。くつのままホールに入ることが出来ホッとしました。

第9回貫井北センターまつり 参加団体のご案内

部門	時間	団体名	内容
発表部門	25日	11:00▷12:00	新小金井レールクラブ オーボエとピアノの即興パフォーマンスによる甘美な絵巻物語！！
		12:00▷13:00	アンサンブル小金井 アンサンブルからオーケストラのクラシック演奏団体です。
		13:00▷13:40	なめらかプリン J-POPなどおなじみの曲を、3本のフルートで演奏します。
		14:00▷15:00	アベリアの散歩道 懐かしのフォークと最近のヒット曲をギターで歌います。
		15:00▷16:00	音カフェ+歌の森工房 BRAVO !! BRAVI !! BRAVA !! オペラがいっぱい。打ち上げ花火パート2☆
		16:00▷17:00	こんぺいとう 元気と笑顔と〇〇を、歌に乗せてお届け☺♪
	26日	10:30▷11:30	Kāpili hula フラダンスってどんなもの？見るだけ？踊ってみる？
		11:50▷12:30	カウルレファ 毎月2回火曜日にフラを楽しく練習しています。
		12:30▷13:10	プアケニケニ エレガントなフラ目指し日々練習に励んでいます
		13:10▷14:00	ハチドリ 全身開放して楽しく笑って頂けるよう奮闘中。
14:00▷15:00		オカリナとギターの会 器楽演奏。音楽好きの仲間が集まりました。	
模擬店	25日	10:00▷16:00	社会福祉法人小金井さくら会 体にも心にもやさしい焼き菓子を販売します
	26日	10:00▷15:00	スペース楽 久しぶりの出店！素材にこだわった焼き菓子を販売！
展示部門		漢字と草笛の会 年令相応の漢字と感性をやしなう草笛のトレーニング。	
		小金井市シルバー人材センター 手工芸班の作品の展示・販売。子ども向け製品あり。	
		新小金井レールクラブ ▶ 模型でGO! 運転士募集中! 目指せ上級運転士!	
		公民館貫井北分館主催講座クロスステッチ刺繍作品発表 基礎から作品作りまで。頑張った成果を是非みてください！	
		公民館貫井北分館主催講座クロスステッチ刺繍作品発表 基礎から作品作りまで。頑張った成果を是非みてください！	
開会式・オープニングイベント 3月26日(土) 10:00~10:20		小金井第一中学校 吹奏楽部	小金井一中の吹奏楽部の音で、このオープニングセレモニーを彩りの演奏を思いを込めて披露します。
特別イベント 3月26日(土)、27日(日) 13:00~14:00 先着順各日50人 参加費無料		バルーンアート	バルーンアーティストうさぎさんが、その場でバルーンを作ります！

貫井北分館

(NPO 法人独自事業) 図書館貫井北分室・ 公民館貫井北分館連携事業	第3回「死生観」を 語り合ってみませんか？
--	--

目 的 超高齢社会・多死社会を迎えて、死が身近な日常となる社会になりつつある。今回は公民館を会場とした対面式ではなく、より語りやすいオンラインにて死生観を語り合う場を提供する。

日 程 5月7日（日）午前10時～午後0時30分まで

内 容 前半 講義「死生観とは？」吉川 直人さん（京都女子大学助教）
後半 （1）語り合い（70分間）
一般参加者の方々を吉川さんグループと小口さんグループの2グループに分ける。職員も2グループに加わって参加する。
（2）参加者全員で振り返り

講 師 吉川 直人さん（京都女子大学助教）
小口 千英さん（デスカフェ主宰者・看護師）

場 所 自宅 オンライン（Zoom会議システム）

募集方法 市報4月15日号、チラシ、貫井北センターHP、貫井北分館ツイッター
申込順 電話または直接 図書館貫井北分室へ

対 象 どなたでも

人 数 募集16人 応募11人 受講16人（講師2人、職員3人）

担当職員 公民館貫井北分館 村山 孝一
図書館貫井北分室 田中 肇、新井 剛

担当職員感想 語りやすい環境が整っていたこともあり、様々な考えや観点を深く聞かせていただき、各参加者の視野が広がったような講座となった。知的欲求を満たす座学の主催講座だけでなく、参加者同士がゆっくりと語り合う講座の意義も回を重ねる度に毎回感じる。

参加者感想

- 自分なりに死との向き合いと、捉えました。非常に簡単には語れない、何かを感じました。死ぬのは、少し怖いですが穏やかに迎えたいと思いました。
- 日頃感じていたことを話す機会を得たことは良かったです。他の方の経験のお話も勉強になりました。
- 死にまつわる体験を聞いて良かったです。

公民館事業の計画

館名	事業名	目的	事業の特色	日時	講師（敬称略）	定員	備考
貫井南	音楽鑑賞のつどい サマーコンサート 「ハワイアンで南国気分 ヒリウ」	普段聞くことがあまりない生の音楽を聴く機会を地域に作り出し、暑い夏を乗り切っていただく。	ハワイのグラミー賞と言われるナーホークーハノハノアワードに2年連続で3回目のノミネートされた、クラシックテイストを入れたハワイアン音楽が特徴。	8/6（日）午後1時30分～3時	Yuri&Hiro （ヒリウ）	市内在住・在勤・在学者の方40人	
	市民講座「親子で社会科見学 遠山記念館&川越城本丸御殿」	日本の歴史や伝統文化の学習を親子で見学しながら学習してもらおう。	マイクロバスで埼玉県川島町から川越市に移動、途中、昼食に埼玉名物すったてうどんを食する予定。	8/23（水）午前10時～午後5時	それぞれの学芸員	市内在住・在学の小学生と保護者12人	
東分館	利用団体のつどい 「第36回東センターまつり」	東分館の利用団体が日頃の活動成果を発表する機会を提供するために実施する。	別日にイベントコンサートを企画し、まつり開催の広がりや高揚を目指している。	7/8（土）、7/9（日）	—	—	—
緑分館	子ども体験講座 「めざせ、縄文博士！—小金井の縄文時代と、世界に一つだけの勾玉作り—」	縄文時代に小金井で発掘された宝石や土器を中心に学び、実際に勾玉を作って、縄文時代の歴史を身近に感じてもらう。	生涯学習課文化財係職員と、図書館奉仕係職員の3課合同で開催する。遺跡から出土された耳飾り等に実際に触れたり、勾玉を作って親子のコミュニケーションの場にしながら縄文時代の歴史を学ぶ。	7/23（日）午後2時～4時	高木翼郎（学芸員）	20組 （多数抽選）	参加費500円（勾玉制作キット代） 保育あり（概ね2歳以上）
	市民講座「中村哲医師が命がけで私たちに教えてくれたこと—平和そして人の道—」	戦乱のアフガニスタンで用水路を掘り、65万人の生活と命を救った故中村哲医師の功績や生き方について学ぶ。	何度もアフガニスタンを訪れ、取材を続けてきた講師が、自身の取材をもとにアフガニスタンの現状と中村哲医師について語る。	7/8日（土）、15日（土）午後2時～4時	高世仁（ジャーナリスト）	30人 （多数抽選）	保育あり（概ね2歳以上）

館名	事業名	目的	事業の特色	日時	講師（敬称略）	定員	備考
貫井北分館	青少年教育講座 世代間交流の推進 「木育ガール キキちゃんの飾りたくなる割り箸工作 木育×STEAM教育」	想像力と理数力で問題を解決するSTEAM教育を取り入れて、間伐材を使った工作を通して、木育、木の大切さや環境について学ぶ。	講師やスタッフの大学生、また学年や学校を超えた参加者間の交流を深める。	7/15（土） 午前10時～正午 （ビー玉ころがし） 午後2時～4時 （観覧車）	前田彩世（東京学芸大学Explayground推進機構 木育研究所代表）	各回8人 （多数抽選）	材料費 100円
	青少年教育講座 世代間交流の推進 「ちょっとスペシャルなフラワーアレンジメント」	身近な花屋さんから花の流通や花の名前、自宅で楽しめるフラワーアレンジメントを学ぶ。	講師との交流、学校や学年を超えた参加者間の交流を深める。	7/31（月） 午前10時～正午	森このみ（Flower&Plants PETAL）	8人（多数抽選）	材料費 1,000円
	青少年教育講座 健全育成事業「アニメdeトーク〈異世界アニメ〉へダイブ！」	アニメを通して文化や社会状況等の”今”を見る。	人の好みや楽しみ方など、好きなどころから生き方やその人らしさを見出し、多様性の理解に繋げる。	8/9（水） 午後2時～4時	小西公大（東京学芸大学准教授）	16人（多数抽選）	
	青少年教育講座 若者による自主講座「ゴム動力で飛ばす紙トンボを作ろう！」	想像力と理数力で問題を解決するSTEAM教育を取り入れて、牛乳パックを使った紙トンボを作って遊ぶ。	学年や学校を超えた交流を体験するだけでなく、地域の大学生が自主講座として企画・実施することで、チームワークの大切や地域との交流を深める。	8/6（日） 午後2時～4時	東京学芸大学 サークルSTEAMer	12人（多数抽選）	材料費 100円
	芸術のつどい 地域の芸術文化活動支援「マイクロソフトフォトで写真や動画を編集しショートムービーをつくってみよう」	写真や動画を編集する基礎知識を学ぶ。	芸術文化活動発信の幅を広げる。	全2回 7/12、26 いずれも水曜日 午後7時～9時	こがねいICTサポーターズ	10人（申込順）	夜間開催

公民館施設 使用料の経過その 1

年度	項目	内容
昭和28年4月	公民館条例制定	入場料を徴収する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 昼夜間の使用で1,100円 入場料を徴収しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 昼夜間の使用で220円
昭和33年3月	公民館条例一部改正	入場料を徴収する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 昼夜間の使用で1,500円 入場料を徴収しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 昼夜間の使用で400円
昭和43年4月	公民館条例全部改正	使用時間、部屋区分による使用料金の設定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学習室A 午前100円、午後150円、夜間200円 ➢ 家事実習室 午前300円、午後400円、夜間500円
昭和46年6月	公民館条例改正	条例改正により公民館使用料を無料化
平成22年5月	第三次行財政改革大綱	公民館の有料化の検討 H22検討 → H26実施 → H27検証
平成29年4月	行財政改革2020アクションプラン	公民館有料化 H29調査、検討 → H30審議会等、準備 → H31実施
平成29年7月	第33期公民館運営審議会答申 「公民館中長期計画の策定について」	公民館使用料は、教育の基本理念、公民館の果たしてきた役割、受益者負担の考え、行財政改革の面等を考慮し、総合的に判断した結果、次のような対応が望ましいと考える。 1. 減免規程付き一部有料とすること。減免規程（無料）適用事業として考えられるもの <ul style="list-style-type: none"> • 公民館、行政主催事業 • 市民協働事業団体で市の補助を受けている団体が公民館で行う事業 • 上記以外は、集会施設の減免規程に準ずる。 2. 徴収額、徴収方式は、そこに生じる経費、徴収した金額の使途等との整合性を図ること

公民館施設 使用料の経過その2

年度	項目	内容
令和3年3月	第35期公民館運営審議会答申 「小金井市公民館中長期計画」	公運審としての考え方として、公民館での活動は従来どおり無料。対象は以下のとおり ・ 公民館主催事業 ・ 行政使用 ・ 市民協働事業団体に市の補助を受けている団体 ・ 公民館使用登録団体及び社会教育関係団体等 公民館の団体使用が行われていない施設の未利用時間は有料で貸し出すことを検討すること。
令和4年8月	小金井市行財政改革2025（案）について （答申）	受益者負担の適正化については、公民館と上水運動公園の有料化が進んでいない。 公民館で登録社会教育団体が生活に即した社会教育事業を行う場合に無料となるのは理解できるが、仮に限られた会員の趣味活動のために利用されているようなことがあれば、公民館にも集会施設と同様に運営費用がかかっていることから、公平性や財政的な面から、利用目的に応じて相応の受益者負担を導入すべきである。 【提言】受益者の適正化は特に遅れている。市民に説明を十分に行い、公平性の確保に尽くされたい。
	小金井市行財政改革2025	公民館使用団体未利用時間の使用料有料化 中長期計画の基本的考え方を踏襲し、有料化を実施する。

公民館使用料の試算について

1 公民館各館の基本情報

項目			本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館
築年数			50	50	34	31	9
公民館延床面積			372	883	790	1,279	1,411
減価償却費	建物費※1	①	0.00	1,834,200	0.00	9,339,972	14,842,682
	設備費	②	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	備品費	③	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
維持管理費	人件費	④	1,360,000	3,060,000	2,890,000	4,590,000	5,100,000
	経常的経費※2	⑤	5,784,173	10,415,386	11,324,128	13,347,614	18,752,286

※1. 本館、東分館は都の建物のため、建物費はかからない。

※2. 各種設備点検に要する経費、清掃委託等に要する経費等

2 公民館各館の㎡単価の算出

項目			本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館
減価償却費	建物費の㎡単価	①'	0.00	0.34	0.00	1.47	1.61
	設備費の㎡単価	②'	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	備品費の㎡単価	③'	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
維持管理費	人件費の㎡単価	④'	0.83	0.58	0.54	0.68	0.55
	経常的経費の㎡単価	⑤'	3.56	1.98	2.14	1.98	2.03
㎡単価 合計(①'+②'+③'+④'+⑤')			4.39	2.90	2.68	4.04	4.19

※㎡単価(①'～⑤')の算出方法＝各経費の額(①～⑤)÷開館日数(336日)÷開館時間(13時間)÷公民館の延床面積

3 公民館 1件利用における使用料見込み一覧

	本館		貫井南分館		緑分館		東分館		貫井北分館		合計	
	件数 (件)	使用料見込 (円)	件数 (件)	使用料見込 (円)	件数 (件)	使用料見込 (円)	件数 (件)	使用料見込 (円)	件数 (件)	使用料見込 (円)	件数 (件)	使用料見込 (円)
令和元年度	8	4,500	4	900	11	12,700	11	12,700	1	1,200	35	32,000
令和2年度	8	3,200	4	2,000	7	4,500	13	7,500	7	5,200	39	22,400
令和3年度	12	4,600	0	0	9	3,900	11	5,100	3	1,400	35	15,000

公民館維持管理に要する経費の調べ

1. 公民館維持管理に要する経費 決算額 (単位:円)

委託料	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電気料金	8,812,434	7,766,422	9,410,153
都市ガス料金	2,449,907	2,166,461	2,638,266
上下水道料金	2,477,684	1,512,840	1,844,579
修繕料	5,900,052	12,417,189	2,782,552
委託料	21,960,876	19,911,721	21,542,814
賃借料	1,061,528	1,055,756	1,055,756
工事請負費	3,186,000	0	20,735,000
合計(A)	45,848,481	44,830,389	60,009,120

2. 公民館の面積按分 (単位:㎡)

施設名	公民館機能	児童館機能	図書館機能
機能別面積割合(B)	74.55%	6.61%	18.84%

3. 公民館一般利用の割合

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般利用(C)	86.62%	91.7%	84.4%

4. 公民館の一般利用における経費試算

公民館一般利用に係る維持管理経費の試算＝公民館維持管理費(A)

× 公民館面積割合(B) × 一般利用の割合(C)

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公民館の一般利用における経費	29,608,478	30,661,832	37,759,500

公民館登録団体及び社会教育関係団体の公民館利用状況調べ

1.前提条件

1-(1).公民館登録団体、社会教育関係団体の数(令和4年11月1日現在)

公民館使用団体登録	1,697 団体
社会教育関係団体	100 団体

1-(2)抽出等の前提条件

- ・公共施設予約システムにより、年度ごと、施設ごとの利用件数を抽出
- ・公民館登録団体の利用件数と社会教育関係団体一覧名簿(令和4年11月1日現在)のデータを突合し、「社会教育関係団体の利用件数」等を算出
- ・「社会教育関係団体の利用件数」等は、「公民館登録団体の利用件数」等の内数となる。
- ・複数の施設を利用している団体があるため、施設ごとの「団体数」と全体の「団体数」の合計は一致しない。
- ・「高齢者いこいの部屋」、「1件利用」、「スタジオ利用団体」及び「公民館テニスコート利用団体」の利用件数は除く。

2. 令和元年度 公民館使用団体等の利用件数及び団体数

2-(1).公民館使用団体

項目	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館	全体
公民館使用団体の利用件数	2,297 回	2,019 回	4,050 回	5,103 回	5,711 回	19,180 回
利用した公民館使用団体の数	269 団体	192 団体	346 団体	522 団体	609 団体	1,364 団体

2-(2).社会教育関係団体

項目	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館	全体
社会教育関係団体の利用件数	92 回	12 回	94 回	48 回	241 回	486 回
利用した社会教育関係団体の数	16 団体	5 団体	11 団体	10 団体	28 団体	39 団体

3. 令和2年度 公民館使用団体等の利用件数及び団体数

3-(1).公民館使用団体

項目	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館	全体
公民館使用団体の利用件数	1,554 回	1,318 回	2,376 回	3,503 回	3,879 回	12,630 回
利用した公民館使用団体の数	206 団体	141 団体	254 団体	356 団体	446 団体	1,031 団体

3-(2).社会教育関係団体

項目	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館	全体
社会教育関係団体の利用件数	91 回	13 回	30 回	21 回	164 回	319 回
利用した社会教育関係団体の数	18 団体	5 団体	7 団体	6 団体	21 団体	34 団体

4. 令和3年度 公民館使用団体等の利用件数及び団体数

4-(1).公民館使用団体

項目	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館	全体
公民館使用団体の利用件数	2,013 回	1,699 回	3,264 回	4,331 回	4,982 回	16,289 回
利用した公民館使用団体の数	245 団体	167 団体	271 団体	424 団体	500 団体	1,093 団体

4-(2).社会教育関係団体

項目	本館	貫井南分館	東分館	緑分館	貫井北分館	全体
社会教育関係団体の利用件数	144 回	8 回	70 回	40 回	210 回	472 回
利用した社会教育関係団体の数	20 団体	1 団体	10 団体	11 団体	24 団体	38 団体

公民館施設使用料の状況調べ

資料 8

団体名	人口	使用料 導入時期	導入理由	免除 規定	免除の要件	減額 規程	減額の要件	減額 割合	社会教育活動を減免等の要件としている場合、その確認方法と課題	使用料の 徴収方法	令和3年度 歳入額	使用料の使途
昭島市	114,272人	昭和57年	開館当初から	あり	公民館利用団体登録している団体 生涯学習部が主催する事業	なし	なし	なし	公民館登録団体する際の申請書等の書類で 判断している。	・施設利用前に現金払い ・納付書による後日納付	306,600円	公民館管理運営費に全額 充当
調布市	238,614人	昭和36年	開館当初から	あり	(1) 国及び地方公共団体が公益の目的の ために使用するとき 免除 (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2 条に規定する社会教育を目的とした事業で、 委員会が必要と認めるとき 免除	あり	(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認 めたとき 基本使用料の100分の30に相当する額	3割	公民館登録団体、公民館育成団体、文化会 館たづくり登録団体、社会教育関係登録団 体、学習グループサポート団体は減免してい る。	使用料は施設使用前に現金払い。また、上記減免団 体は使用申請書の使用目 的を確認している。	951,200円	使用料全額を印刷製本費 に充当
町田市	430,964人	平成23年	受益者負担の適正化のため	あり	(1) 町田市が主催する事業に使用するとき。 全額 (2) 施設等のうちホール及び諸活動室(保育 室を除く。)を使用する場合において保育のた めに保育室を使用するとき。保育室に係る使 用料の全額 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会 が特に必要と認めるとき。全額又は半額	あり	教育委員会が特に必要と認めるとき	半額	減免等の対象については、免除の要件のとおり	施設利用前に券売機による 支払い。 減免の確認方法は、町田市 が主催する事業の場合は、 所管課からの公用利用申 請により確認。 保育室の使用については、 施設案内予約システムもし くは窓口受付時に確認。	4,319,210円	生涯学習センター管理事務 費に全額充当
小平市	196,924人	開館当初から	無料という概念はなかったものと思 われる。	あり	1.市、委員会及び官公署が利用するとき。 2.社会教育関係団体がその目的のために利 用するとき。 3.その他委員会が特別の理由があると認め るとき。	なし	なし	なし	活動内容により判断することは難しいと考 え、 団体登録時に免除団体か否かを判断してい ます。	・施設利用前に現金払い	547,600円	歳出に充当
日野市	187,284人	あり	未回答	-	社会教育法第20条の目的に使用する場合に は、使用料を徴収しない」 1.公民館主催講座 2.市が行政目的のために使用するとき 3.公民館登録サークル						0円	
東村山市	151,871人	昭和55年	受益者負担の適正化	あり	1、国又は地方公共団体が公用又は公共用に 使用する時 2. 市内の公共団体が、市又は委員会の後援 を受けた事業、行事に使用する時 3. 東村山市社会福祉協議会が使用する時 4. 教育委員会が特別の理由があると認めた 時	なし	なし	なし	減免の場合は、団体より直接ではなく、所管 が認めた事業を所管より公用として申請す る。地方公共団体の場合は事前に減免申請 を提出してもらい審査・確認している。	施設利用前に現金払い	18,138,000円	施設費に充当等
国分寺市	128,401人	昭和40年	北多摩自治会館から移管したと きから	あり	特段の理由があるとき	あり	特段の理由があるとき	なし	団体構成人数(市民過半数)で有料・無料を 判断	・現金 ・予約システムを利用しての カード決済	114000	維持管理に要する経費に 充当
国立市	76,246人	なし										
福生市	56,201人	開館当初から	受益者負担のため	あり	公民館条例施行規則第7条 (1) 市内の公共的団体がその目的達成のた めに入場料の類を徴しないで使用する場合 (2) 市又はその執行機関が主催する事業で 使用する場合 (3) 市内の学校、幼稚園又は保育所がその行 事で使用する場合 (4) 国又は地方公共団体がその目的達成の ために使用する場合 (5) 身体障害者手帳、愛の手帳その他の療育 手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交 付を受けている者(介護者を含む。)又はこれ ら の者で構成する団体が使用する場合 (6) 法令の定めがある場合又は前各号以外 の団体若しくは個人が使用する場合で、教 育長が特に必要があると認める場合	なし	なし	なし	公民館条例に照らし合わせて、公民館利用 サークルを減免として取り扱っている。	施設利用時、窓口にて申 請、納付	320,360円	公民館事業に充当

公民館施設使用料の状況調べ

団体名	人口	使用料 導入時期	導入理由	免除 規定	免除の要件	減額 規程	減額の要件	減額 割合	社会教育活動を減免等の要件としている場合、その確認方法と課題	使用料の 徴収方法	令和3年度 歳入額	使用料の使途
狛江市	82,820人	平成18年	行財政改革に位置付けられたため	あり	(1) 国又は地方公共団体が公益の目的のために使用するとき 免除 (2) 市又は委員会が主催若しくは共催する事業で使用する場合 免除 (3) 障がい者及び障がい者の介護者又は障がい者を支援する者10人以上で構成する団体が使用する場合 免除 (4) 障がい者を支援することを目的に活動する者10人以上で構成する団体がその目的に沿って使用する場合 免除 (5) その他市長が必要と認めるとき 減額又は免除	あり	狛江市立公民館条例 別表第2(第7条関係) 1 主に高校生以下の者で構成する団体が使用する場合の使用料は、カッコ内の金額とする。	半額	社会教育活動であるか否かでの減額・免除は実施していない。	要件確認 ・青少年→更新時に団員名簿の提出のみ ・障がい団体→更新時に手帳の写しを添付	6,366,708円	特になし
東大和市	84,889人	昭和49年	不明	あり	(1)入場料等を徴収する事業で、市又は教育委員会の共催事業として実施する場合 (2)バザー等の事業で、市又は教育委員会の共催事業として実施する場合 (3)社会教育関係団体が行う文化・芸術的な事業で、その事業費が入場料を徴収してもなお不足が生じることが見込まれる場合 (4)その他、中央公民館長が特に認めた場合	あり	(1)入場料等を徴収する事業で、市又は教育委員会の後援事業として実施する場合 (2)バザー等の事業で、市又は教育委員会の後援事業として実施する場合	5割	利用者登録の際に、公民館運営事務処理取扱基準に照らし、活動内容等から判断している。	窓口で現金払い	235,400円	使用料全体の概ね5割程度を、施設修繕料や備品購入費等に充当等
武蔵村山市	71,349人	平成28年	第五行政改革大綱に受益者負担の適正化など自主財源の確保に積極的に取り組むこととし、その具体的な推進項目の一つとして「公の施設使用料の見直し」が掲げられていたため。	あり	1 市の事業又は市の共催事業 2 官公署が使用するとき	あり	・ 保育室を無料で専ら保育の為に使用するとき ・ 障がい者団体が使用するとき ・ 公共的な団体が団体本来の活動で使用するとき ・ 委員会が特に必要と認めるとき	5割	公共的団体がそれにあたると思うが、公共的団体とは、一般的な解説では、法人であるか否かを問わず、広く公共的な活動を営む団体とされているが、どの団体が公共的団体と位置付けられるかについての具体的な基準が明確になっているわけではないことから、公共的団体として位置付けについては、市において、個別の団体ごとにその活動内容等を検討した上で決定することとし、運用している。	・施設利用日までに現金、キャッシュレス決済による支払い	1,332,000円	施設の維持管理費等
多摩市	148,203人	平成18年	審議会の答申を尊重しながら、以下の3本の柱を基本とする基本方針を策定し導入に至っている。 ・受益者負担の原則 ・共通的な使用料算定ルールの確立 ・無料・減免規定の見直し	あり	(1) 市が行政目的で使用するとき 施設使用料及び備品使用料 (2) 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が園児、児童、生徒等を対象とした行事等で使用するとき 施設使用料及び備品使用料	あり	(3) 構成員の過半数を高校生以下の児童、生徒等が占める団体が使用するとき (4) 構成員の過半数を障がい者が占める団体が施設を使用するとき (5) 前各号に該当しない団体が保育を主たる目的として保育室を使用するとき (6) その他委員会が特別に必要と認めるとき 施設使用料及び備品使用料	5割	未回答	現金払い	11,366,065円	全てを施設修繕料等の施設管理運営費に充当している
稲城市	93,372人	なし										
あきる野市	79,911人	平成16年	行財政改革による受益者負担のため	あり	(1)国又は地方公共団体が使用するとき 免除 (2)市内の福祉又はボランティアの団体が直接公益を目的とした活動のために使用するとき 免除 (3)市内の障がい者の団体が使用するとき 免除 (4)市内の母子・父子福祉団体が使用するとき 免除 (5)市内の社会教育関係団体又はコミュニティ団体が広く市民を対象として行う公益的な講習会、大会等に使用するとき 免除 (6)その他委員会が特別な理由があると認めるとき 免除又は減額(委員会が定める割合)	-	-	-	条例規則で行っている。	使用料前納	4,377,650円	指定管理者の収入
西東京市	205,952人	なし										
埼玉県川越市	353,470人	昭和28年	受益者負担の考え方による	あり	1.公民館主催講座 2.官公署が行政目的のために使用するとき 3.市が行政目的のために使用するとき 4.市補助金交付団体が当該活動のために使用するとき 5.川越市がかかわる公社・広域行政組織団体が業務遂行のために使用するとき	あり	・社会教育関係団体 ・公民館登録団体 ・公共法人、公益法人	5割	書面審査(会則、事業報告、事業計画、会員名簿)による	・施設使用前に現金払い(今後、電子決済も可、開始日は今年度中) ・減免等の団体はシステムで登録済	34,987,110円	委託費、修繕費等に充当

公民館施設使用料の状況調べ

資料 8

団体名	人口	使用料導入時期	導入理由	免除規定	免除の要件	減額規程	減額の要件	減額割合	社会教育活動を減免等の要件としている場合、その確認方法と課題	使用料の徴収方法	令和3年度歳入額	使用料の使途
埼玉県所沢市	344,146人	平成16年	受益者負担の適正化を図るため	あり	(1) 行政機関が委嘱又は任命した委員によって構成される団体がその委嘱又は任命された委員の職務を行うために実施する事業 (2) 公共性又は公益性が高く、住民の福祉の向上に寄与する事業のうち、次に掲げるもの ア 自治会及び町内会がその設置目的を達成するために実施する事業 イ PTA及び子ども会育成会がその設置目的を達成するために実施する事業 ウ ボランティア活動を主たる目的とする団体がその設置目的を達成するために実施する事業 エ 障害者団体がその設置目的を達成するために実施する事業	なし	なし	なし	「公民館使用料の減免事例集および優先予約について」による	・使用料は施設利用前に現金払いとしている (所沢市立公民館設置及び管理条例7条参照) ・要件は「施設使用料減免申請書」で確認している	25,470,830円	なし
埼玉県深谷市	141,830人	平成23年	行財政改革大綱及び行財政改革推進計画に使用料の適正化が掲げられたため	あり	公用及び公用に準ずる利用をする場合 ①公職選挙法に基づく事業 ②国、地方公共団体又はその機関等の事業 ③市またはその機関等が、その職務遂行上の必要から、援助または育成している団体等(自治会、子ども会、社会福祉協議会、PTA、消防団、民生児童委員等)	あり	・公益を目的とする事業のための利用 ・公民館利用登録団体 ・公益を目的とする事業のための利用:50% ・公民館利用登録団体:50%、75% ※構成員が高校生以下又は65歳以上の団体は75%	50% 75%	社会教育活動であるか否かを減免・免除の要件にしておりますが、公民館利用登録団体の登録事務(営利活動を目的とした団体は登録不可)では、営利を目的とした集まり、いわゆるカルチャースクールや私塾のような団体を判断することに苦慮しています。	・施設利用前に窓口での現金払いのみ	14,638,000円	使用料全額を公民館維持管理経費に充当
埼玉県和光市	84,008人	昭和57年	市民も参加する市民参加推進会議にて統一的な基準による見直しを行い使用料を決定した。	あり	1 教育委員会又は市が主催する事業に使用する場合 2 教育委員会又は市が共催する事業のうち、免除事業として教育委員会の承認を得た事業に使用する場合 3 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が教育活動等を目的として使用する場合 4 市内の公共的団体が使用する場合 5 市内の社会教育を目的とする公民館登録団体のうち社会教育活動推進団体が使用する場合 6 その他教育委員会が必要と認める場合	あり	8割減額 1 市内の社会教育を目的とする公民館登録団体(社会教育活動推進団体を除く。)が使用する場合 2 市内の社会福祉法人が使用する場合 5割減額 1 身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者と判定を受けた者若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を主たる構成員とする公民館登録団体が使用する場合 2 65歳以上の者を主たる構成員とする公民館登録団体が使用する場合 3 15歳以下の者を主たる構成員とする公民館登録団体が使用する場合	8割 5割	減免団体とする場合は過去の利用実績や利用団体の規約や決算書等をもとに総合的に判断する。	施設利用前に現金払い	1,882,010円	公民館の維持管理、運営に充当
埼玉県桶川市	74,654人	昭和52年	公共財の受益者負担の原則	あり	1.桶川市が直接利用するとき、又は桶川市の後援により利用するとき。 2.国又は桶川市以外の地方公共団体が利用するとき。	なし	なし	なし	社会教育活動団体を使用料の減額・減免の要件としていない	・施設利用の2日前までに現金払い→許可書の発行 ・減免団体の場合は、許可書の発行の際に「減免団体の証明書」を窓口で確認	3,240,900円	特定財源として、公民館の施設管理費に充当
千葉県木更津市	136,249人	平成30年	市民の方々に、施設を利用して頂く上で、質の良いサービスを提供するために、修繕や備品の購入が必要なため。	あり	下記のいずれかの団体・機関が公用目的で使用するため。 市・教育委員会(主催または共催) 国・都道府県・他市町村(主催または共催) 一部事務組合(主催または共催)	なし	なし	なし	未回答	・施設利用前に現金払い ・電子決済による支払い	6,153,320円	当初は2割程度をあてるとの取り決めはあったが現在は無くなっている。
千葉県成田市	130,944人	昭和49年	不明	あり	成田市公民館の設置及び管理に関する条例第12条 ・使用者が教育事業その他公益のために公民館を使用するとき ※社会教育関係団体(サークル等)は教育事業に該当と判断	あり	成田市公民館の設置及び管理に関する条例第12条 ・使用者が教育事業その他公益のために公民館を使用するとき ※社会教育関係団体(サークル等)は教育事業に該当と判断	10割	社会教育関係団体(サークル等)の登録制度を設け、登録の際に社会教育に合致した目的であるかを審査している。	予約確定時に現金支払い	86,070円	なし

公民館施設使用料の状況調べ

資料 8

団体名	人口	使用料導入時期	導入理由	免除規定	免除の要件	減額規程	減額の要件	減額割合	社会教育活動を減免等の要件としている場合、その確認方法と課題	使用料の徴収方法	令和3年度歳入額	使用料の使途
千葉県 佐倉市	171,460人	平成30年	市の行政改革実施計画で公共施設の使用料・手数料見直しを求められ、検討の結果、公民館にも使用料徴収が必要との結論に達したため	あり	①公民館主催講座 ②国・県・市等の官公署が行政目的のために使用するとき ③市の町内会・自治会が開催する総会・役員会等の会議(サークル活動は除く)に使用するとき ④市内の幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校などが会議等に使用するとき ⑤事業の内容が公益に資すると教育委員会が認めたものに使用するとき(例:子ども会、社会福祉協議会、障害者団体、青少年相談員、学童保育所等)	なし	なし	なし	・団体の設立趣旨や日常の活動の目的・内容によって判断。具体的には、市担当課が委嘱及び支援している委員で構成される団体が公共の利用を行う場合に免除。基本的には、市担当課からの意見を頂き判断。 ・「公益性が高く、広く市民に還元する事業」については、広く市民を募集する社会貢献活動事業・行事であれば免除。	支払方法:券売機による支払い(使用当日に支払い) 減免等団体の要件確認:別添資料「佐倉市立公民館における使用料等の取扱いについて」に則り確認	6,674,630円	使用料全体を各公民館の管理運営事業(施設修繕料、清掃業務等の施設管理委託料、備品購入費等)に充当
千葉県 市原市	270,239人	不明	不明	あり	「市原市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則」のとおり	なし	なし	なし	「市原市立公民館使用料の減額・免除に関する運用基準」のとおり	前納かつ窓口での現金払いのみ 減免団体の確認方法については、「市原市立公民館使用料の減額・免除に関する運用基準」のとおり	32,102,390円	利用者還元のため、備品購入費等に充当
千葉県 浦安市	169,614人	未回答	受益者負担によるもの	あり	1. 市又は関係行政機関が行政目的のために使用するとき 2. 市と共催で公共的活動のために使用するとき 3. 市立幼稚園、認定こども園、保育園、小学校、中学校が教育の目的で主催する事業のために使用するとき 4. その他、教育委員会が特に公益上必要と認めたものに使用するとき	あり	1. 社会教育関係団体が、社会教育のために使用するとき 2. 公共的団体が、その主たる目的で使用するとき 3. 社会福祉団体が、福祉の向上を目的として使用するとき 4. 学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校のうち市内に在する県立及び私立のもの、並びに私立認定こども園及び私立保育園が教育・保育の目的で主催する事業のために使用するとき 5. その他、教育委員会が特に公益上必要と認めたものに使用するとき	50%	社会教育関係団体の認定に関する要綱、運用基準に基づき、申請のあった団体を審査(年1回)している。団体の活動・組織及び運営状況等の要件を満たした団体は2年間認定団体として登録される。	・口座振替(2か月毎/後納) ・施設予約時に窓口にて現金払い(前納)	19,474,175円	公民館維持管理費に充当
神奈川県 秦野市	161,630人	平成17年	各施設の日常的な修繕や維持補修、備品等の更新に充てるため	あり	(1) 本市が事業支援する、社会教育に関する団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用ときは、免除する。 (2) 本市で活動する、社会福祉に関する団体、子育て支援に関する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用ときは、免除する。 (3) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用ときは、免除する。 (4) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用ときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。	あり	(1) 本市で活動する、社会福祉に関する団体、子育て支援に関する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人が、その運営に係る会議又は公益性のある事業以外で、本市が共催する事業のために使用ときは、減額とする。 (2) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用ときは、減額とする。	1/2	(1) 本市では、減免の対象団体は次のとおりとしている。 ・NPO団体、・子育て支援に関する団体、・社会教育に関する団体、・ボランティア団体、・公共的団体、・社会福祉関係団体 (2) 上記の団体の活動の内、使用目的として、次の場合は、減免対象としている。 ・会の運営に係る活動(総会、定例会、役員会等)、・公益性のある事業やボランティア活動	券売機による支払い	28,855,150円	使用料全額を施設維持管理に充当
神奈川県 伊勢原市	101,309人	令和元年	公共施設等総合管理計画及び公共施設の受益者負担に関する基本方針により公共施設使用料の見直しを図った	あり	(別添:公共施設使用料減免ガイドライン参照)	あり	(別添:公共施設使用料減免ガイドライン参照)	5割	ガイドラインに具体的な活動を規定	・券売機による使用券による納付 ・納付書による納付 ・減免対象団体をガイドラインに具体的に記載	5,423,025円	決算時に公民館管理運営費に充当(財政部局が処理)

公民館施設使用料の状況調べ

資料 8

団体名	人口	使用料 導入時期	導入理由	免除 規定	免除の要件	減額 規程	減額の要件	減額 割合	社会教育活動を減免等の要件としている場合、その確認方法と課題	使用料の 徴収方法	令和3年度 歳入額	使用料の使途
神奈川県 座間市	132,149人	昭和52年	公民館維持管理のため一定の 受益者負担金を求めた	あり	(1) 社会教育関係団体が社会教育に関する 事業に使用する場合 ア 教育委員会又は公民館が行う主催事業に より結成された社会教育活動を目的とする団 体 イ 座間市(以下「市」という。)又は教育委員 会が育成及び助成する団体 ウ その他の団体のうち社会教育関係団体登 録を行った団体 (2) 国、又は地方公共団体が公の事業に使用 する場合 ア 国又は市その他の地方公共団体 イ 市が構成員となっている協議会及び研究 会等 (3) その他教育委員会が必要と認めた場合 ア 自治会活動を行う団体 イ 市内で事業を行う社会福祉法人及び保育 園等の福祉団体、保育園の保護者会 ウ 学校教育法第1条に規定される学校のうち 市内に所在地を置くもの及びその保護者会 エ 市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議 会 オ 公益活動を行っているボランティア活動団 体 カ 座間市民生委員児童委員協議会 キ 市障がい者団体連絡協議会に加盟する団 体	あり	座間市職員厚生会 座間市の職員団体	5割	前提として本市では社会教育団体であることが 前提です。団体としての要件は以下の通りで す。 (1) 国又は地方公共団体の支配に属さない 団体で、社会教育に関する活動を継続的に 行っている団体 (2) 入会について特定の資格又は条件を必 要とせず、広く市民の参加を受け入れ可能で ある団体 (3) 活動の学習成果が広く市民に還元され る団体 (4) 会員自らが運営し、活動する団体 (5) 規約又は会則を有し、代表者を有し、組 織的に運営されている団体 (6) 会員が平等に経費を負担し、総会等で会 員全員に会計報告を行っている団体 (7) 5人以上の会員により構成される団体 (8) 会員の半数以上が座間市に在住、在勤 又は在学である団体 (9) 公民館を3箇月以上利用している団体 (10) 定期的、継続的に公民館を利用して学 習活動を行う団体	受付で現金支払い 減免団体には年に一度、会 員名簿(住所確認のため)・ 会則・会計報告書と予算書 (適正運営がされているか) の提出を求めています。	172,240円	使用料全額を、館の維持管 理費に充当
神奈川県 南足柄市	40,125人	平成7年	受益者負担の原則による。現在 は行政改革基本方針に位置づけ	あり	1. 市が主催する行事を行うために使用するとき 2. 障害者基本法第2条に規定する障害者が 活動の主体として構成された団体のうち、教育 長が別に定める団体が主催する行事を行うた めに使用するとき 3. 福祉関係団体、ボランティア団体等のうち、 教育長が別に定める団体が主催する行事を行 うために使用するとき 4. 市立の幼稚園、小学校、中学校又は保育 園が主催する行事を行うために使用するとき 5. 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に 必要と認めるとき	あり	2分の1に減額 1. 高校生以下の者が活動の主体として構成された 団体のうち、教育長が別に定める団体が主催する 行事を行うために使用するとき 2. 前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と 認めるとき 10分の7に減額 1. 自治会、社会教育関係団体、NPO法人のうち、 教育長が別に定める団体が主催する行事を行うた めに使用するとき 2. 前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と 認めるとき	5割 3割	減額、免除団体申請後、承認 申請時に目的や活動内容のわかるもの(規 約等)の添付を求めている。	施設利用前に現金払い。要 件確認は事前申請による。 課題:支払後の還付につい て、当事者に責がない場合 に認めているが、コロナ対 応の場合、申し出のみで対 応している。	2,139,409円	公民館維持管理費に充当